

横浜市市民利用施設予約システム利用者登録約款（個人）

（趣旨）

第 1 条 横浜市市民利用施設予約システム（以下「システム」という。）は、スポーツ施設、公園施設及び文化施設の利用にあたり、電話及びインターネットからの利用申込みを可能とすることで利用者の利便性を高めるとともに、予約抽選の効率化を図ることを目的に横浜市が設置するシステムです。この約款は、適正かつ公平なシステム運用を行うため、システムの利用に際し必要となる利用者登録の内容について定めるものです。

（利用者登録）

第 2 条 本約款を承認のうえ、システムの利用に必要な登録（以下「登録」という。）の申請を所定の登録申請書により横浜市に対して行った方で、横浜市がその申請を認めて登録した方を登録者とします。

2 登録者は、横浜市が住所、氏名等の登録者情報を電子計算機で管理し、横浜市が別に指定するシステム対象施設（以下「システム対象施設」という。）が業務上必要な範囲内で利用することを了承するものとします。この場合において業務上必要な範囲とは、横浜市の判断により、登録者が第 3 条に定める登録条件を満たしているかについて確認を必要とする場合の利用を含みます。

（利用者登録の条件）

第 3 条 利用者登録をしようとする方は、横浜市内在住・在勤・在学のいずれかを満たす 16 歳以上であることとします。

（利用者の登録番号）

第 4 条 横浜市は、全登録者に対し、異なる利用者登録番号（以下「利用者登録番号」という。）を設定します。

2 登録者は、利用者登録番号を第三者に知られないよう善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

（横浜市市民利用施設予約カードの発行及びその取扱い）

第 5 条 横浜市は、登録者にその氏名及び利用者登録番号を表記した横浜市市民利用施設予約カード（個人用）（以下「カード」という。）を発行します。

2 カードに表記された登録者以外の方は、そのカードを使用することはできません。

3 登録者は、カードを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

4 登録者は、カードを第三者に譲渡し、又は貸与することはできません。

5 カードの使用及び管理に際して登録者が第 3 項及び第 4 項に違反した場合において、その違反によりカードが不正に使用され、その結果当該登録者に何らかの不利益が生じたとき、又は横浜市に損害を与えたときは、当該登録者がその一切の責めを負うものとします。

（登録の有効期間及び登録の更新）

第 6 条 登録の有効期間は、横浜市が登録を行った日から 3 年間（3 年を経過した日の属する月の末日まで）とします。

2 登録の更新を希望する登録者は、横浜市が指定する日までの間に所定の登録の更新手続を行うものとします。

（登録料及び登録更新料）

第 7 条 登録を受けようとする方は、横浜市に登録料として 1,000 円を支払うものとします。

2 登録者は、前条第 2 項の規定による登録の更新を受ける場合は、横浜市に登録更新料として 600 円を支払うものとします。

3 第 1 項及び第 2 項の規定により、登録者が支払った登録料及び登録更新料は、理由のいかんを問わず返還しません。

（暗証番号）

第 8 条 横浜市は、登録者が指定する 4 桁の番号を当該登録者に係る暗証番号（以下「暗証番号」という。）としてシステムに登録します。

2 登録者は、暗証番号を他人に知られないよう善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

（施設利用申込み等）

第 9 条 登録者は、電話・インターネットによってその利用者登録番号及び暗証番号を入力することにより、システム対象施設に関する次のサービスを受けることができます。

(1) 抽選申込みの受付 利用予約のための抽選への参加申込みの受付

(2) 抽選結果のお知らせ 抽選の結果についてのお知らせ

(3) 利用取消しの受付 利用予約の取消しの申込みの受付

(4) 空き区分の利用申込みの受付 利用予約がなされていない施設についての利用申込みの受付

2 前項のサービスは、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの間を除く毎日、9 時から 24 時の間に受け付けます。

3 第 1 項第 1 号については、所定の回数制限に従うものとします。

4 第 1 項に定める方法により入力された暗証番号とシステムに登録された暗証番号とが一致してシステムが利用された場合において、当該登録者に何らかの不利益が生じたとき、又は横浜市に損害を与えたときは、当該登録者がその一切の責めを負うものとします。

（施設利用申請及び施設管理規則等の遵守）

第 10 条 登録者は、前条第 1 項第 1 号の規定による抽選申込みにおいて当選者となった場合、又は同条第 4 号の規定により空き区分の利用申込みを行った場合は、所定の期日までに、利用しようとする施設の設置及び管理に関

する条例並びにこれに基づく規則に定めるところに従い、当該施設の利用許可申請等の手続を行うものとします。

2 前項の規定に従って手続が行われなかった場合、当該施設が利用できないことがあります。この場合において、施設が利用できないことに伴って当該登録者に何らかの不利益が生じた場合、又は横浜市に損害を与えた場合においては、当該登録者がその一切の責めを負うものとします。

(カードの紛失、盗難)

第11条 登録者は、カードを紛失し、又は盗まれたときは、直ちにその旨を横浜市へ届け出るものとします。この場合において、横浜市は、当該カードの利用を停止することができるものとします。

2 前項の届出を行うまでの間において、当該カードを第三者に使用され、このために当該登録者に何らかの不利益が生じた場合、又は横浜市に損害を与えた場合においては、当該登録者がその一切の責めを負うものとします。

(カードの再発行)

第12条 登録者は、カードを紛失し、毀損し、汚損し、又は盗まれたときは、カードの再発行の申請を行うことができます。この場合において、登録者は、横浜市に再発行料として400円を支払うものとします。

(利用登録者の利用停止及び取消し)

第13条 横浜市は、登録者が次のいずれかに該当した場合には、予約システムの利用を停止し、又はその登録を取り消すことができるものとします。また、これにより停止、又は取り消された場合にも登録料金等は返還しないものとします。

(1) 虚偽の申告をした場合

(2) 本約款に違反した場合

(3) 登録料、登録更新料、カード再発行料、利用料金等の支払いを怠った場合

(4) 登録者の責に帰すべき事由によりその所在が不明となり、当該登録者への通知・連絡が不能であると横浜市が判断した場合

(5) 当該施設が規定されている条例に違反した場合

(6) その他、不適正な利用方法により他の利用者へ迷惑をかけた、又はかけていると横浜市が判断した場合

(申請・届出事項の変更)

第14条 登録者は、横浜市に届け出た氏名、住所、電話番号等に変更が生じた場合は、遅滞なく、所定の届出用紙によりその旨を横浜市に届け出るものとします。

2 前項の届出がないために、横浜市からの通知又は送付書類その他のものが延着、又は到着しなかったことにより生じる不利益又は損害について、横浜市は責任を負わないものとします。

(登録の廃止)

第15条 登録者が所定の廃止届を提出し、横浜市が認めた場合は、登録を廃止するものとします。

(登録情報の字体)

第16条 登録申請書の記入字体が、システムにおいて取扱いが困難な字体である場合は、類似する標準字体(JIS第一、第二水準)で登録するものとします。この場合において、システム端末機で表示される字体及び郵送物等の字体は標準字体となります。

(約款の変更、承認)

第17条 この約款の変更については、横浜市が登録者に対し変更内容を通知し、又は新約款を送付した後に、当該登録者が第9条の規定によるサービスを受けるため利用者登録番号等を入力したときは、当該変更内容又は新約款を承認したものとみなします。なお、第3条については、この約款が変更された後に新たに行われる登録申請及び登録内容変更等の諸手続を対象とします。

(個人情報の保護)

第18条 システムの利用のために提供を受けた個人情報(氏名、住所、生年月日、電話番号等)は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づき適切に取り扱います。

2 個人情報の収集・利用・管理は、横浜市のほか各施設の施設管理者及び横浜市市民利用施設予約センターの運営受託業者が行います。

3 予約管理業務(料金収納を含む)の目的以外で登録者の同意を得ずに利用及び第三者への提供を行うことはありません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

(1) 裁判所・警察等法執行機関等から、法令に基づき情報の開示を求められた場合

(2) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと横浜市が判断した場合